

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿



協議者 住所 徳島県徳島市南矢三町2丁目8番22号
 氏名 日産常盤株式会社
 代表取締役 平石元治

電話番号 088-653-7711

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		平成21年1月19日 通知番号20 廃対第31592-2号		
変更事項		変更前	変更後	
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社 富士クリーン 代表取締役 馬場太一郎	変更無し	
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下2994番地1	変更無し	
	事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙754番1 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748番24	変更無し	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	
県内搬入計画の変更の内容	一般的な名称	廃包装用資材・服地裁断くず	変更無し	
	種類	廃プラスチック類	変更無し	
	性状	固形状	変更無し	
	1年当たりの最大搬入量	50 t /年	80 t /年	
	排出事業場	名称	① 日産常盤株式会社 本社工場 ② 日産常盤株式会社 鳴門工場	① 日産常盤株式会社 本社工場
		所在地	① 徳島県徳島市南矢三町2丁目8番22号 ② 徳島県鳴門市撫養町黒崎磯崎38	① 徳島県徳島市南矢三町2丁目8番22号
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	スポーツウェア・高級婦人服製造に於いて発生する裁断くず 包装用資材の不用品・不良品	変更無し		

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	存 ・ 無	存 ・ 無
	変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由	排出する廃棄物の増加が予想される為 排出事業場（鳴門工場）の閉鎖		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿



協議者 住所 徳島県徳島市国府町南岩延 912 番地の 1
 氏名 佐藤製菓株式会社
 代表取締役 佐藤素久

電話番号 088-642-1237

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		平成 27 年 3 月 24 日 通知番号 26 廃対第 5810-5 号		
変更事項		変更前	変更後	
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社 富士クリーン 代表取締役 馬場太一郎	変更無し	
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1	変更無し	
	事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 754 番 1 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 748 番 24	変更無し	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		存 ・ 無	存 ・ 無	
県内搬入計画の変更の内容	一般的な名称	① 廃包装用資材 ② 廃木製パレット	変更無し	
	種類	① 廃プラスチック類 ② 木くず	変更無し	
	性状	固形状	変更無し	
	1年当たりの最大搬入量	① 60 t/年 ② 10 t/年	① 120 t/年 ② 10 t/年	
	排出事業場	名称	佐藤製菓株式会社	変更無し
		所在地	徳島県徳島市国府町南岩延 912 番地の 1	変更無し
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		製菓業に伴う、製品包装用類の不用品・不良品（廃プラスチック類） 輸送用パレットの不用品（木くず）	変更無し	

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	存 ・ 無	存 ・ 無
	変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由	排出する廃棄物の増加が予想される為		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。